

第4回 琴浦町水道事業等評価委員会 議事録

1. 開催日時および場所

日時	令和8年7月3日（金） 13：30～15：20
場所	琴浦町役場 分庁舎3階 中会議室
出席者	委員 計7名 事務局 計5名（1名リモート参加）

日 程

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）料金体系の検討（資料議題1）

（4）料金体系（案）（資料議題2）

（ア）料金改定の時期及び改定率等、料金改定案の選定について

（イ）料金改定案シナリオ①、②、③

（ウ）まとめ、事務局案の提案

1. 開会および資料確認 委員長の挨拶により開会。事務局より、配布資料の訂正についての報告と、以前示した数値と今回の資料の数値について確認が行われました。

- **資料の訂正**：配布資料の一部（18、23、28、33 ページ）において、「1 m³から 8 m³」と記載されていた基本水量の範囲を、「0 m³から 8 m³」へと修正することが報告されました。これは、水の使用がない場合でも基本料金が発生するという仕組みを明確にするためのものです。
- **数値の確認**：第3回の評価委員会資料のP8の令和9年度の給水収益（246,971 千円）と、今回の資料P11に記載された令和9年度給水収益見込み額（263,936 千円）とで額が異なるが、今回提示した額が正しいものですが、以前に提示した額と異なっている原因は、調査し次回の評価委員会で報告します。

2. 議題1：料金体系の検討（振り返りと基本方針）

【内容の要約】 前回の委員会までの議論を踏まえ、琴浦町水道事業の将来に向けた「料金改定の基本方針」が再確認されました。

- **採用シナリオの決定**：将来的な施設更新費用の確保と、借金（企業債）に依存しすぎない健全な経営を目指すため、「シナリオ③（収益的収支黒字維持型）」を採用することが前回合意されました。このシナリオは、直近で収益を適切に確保し、将来世代への負担を減少させることを目的としています。
- **基本料金割合の適正化**：水道使用量に関わらず発生する「固定費」について、固定的な収入である「基本料金」で回収する割合を、現状の 37%から **40%～50%程度**への引き上げを目指す方針が示されました。
- **利用者の実態**：琴浦町では、一般家庭用の口径 13mm および 20mm の利用者が全体の **9 割**を超えています。また、全利用者の約 **3 分の 1** が、基本水量（8 m³）以下の使用にとどまっているというデータも示されました。

【質疑応答】 Q1：簡易水道から上水道へ統合される地区の工事は、改定期間までに完了するのか？

A1：全ての統合工事を 10 年程度の計画で行っています。料金については令和 6 年度時点で既に町内全域で統一されており、旧簡易水道地区を含めて、今回の改定は一律で行われます。

Q2：人口が減少しているが、世帯数の推移はどう見込んでいるのか？

A2：人口は減少傾向にありますが、核家族化などの影響で世帯数は急激には減らないと予測しています。今回の試算では、現在の契約状況が概ね維持されるという前提に立ちつつ、有収水量（料金の対象となる水量）は将来的に減少していくという見込みで計算を行っています。

3. 議題 2：具体的な料金改定案の検討（3 つのシナリオ案）

【内容の要約】 目標とする給水収益（3 億 7,742 万 8,000 円）を達成するため、事務局から 3 つの改定案が提示されました。

- **シナリオ①：一律 30%改定案**
 - 基本料金、メーター使用料、従量料金のすべてを一律で 30%引き上げる案です。
 - **評価**：改定率がすべての利用者で平等というメリットはありますが、給水収益に占める基本料金の割合が向上しないため、経営の安定化という本来の目的が達成できないという課題があります。

● シナリオ②：基本水量変更案（45%目標）

- 基本水量を現行の 8 m³から 11 m³に引き上げ、基本料金を現行比 1.6 倍上げる（765 円増）案です。20 m³以上の利用者の改定率をなるべく合わせるため、逓減制を採用しています（12～20 m³が 283 円/m³、21 m³以上が 242 円/m³）。
- 評価：2 人世帯などの平均的な使用量帯（11 m³付近）の負担増が抑えられる一方で、単身世帯や多量使用者との間で改定率の格差が大きくなってしまう課題があります。

● シナリオ③：基本料金・メーター料重視案（45%目標）※事務局推奨案

- 基本料金を現行比 1.6 倍（713 円増）上げ、メーター使用料を全口径について 1.3 倍に引き上げる案です。20 m³以上の利用者の改定率をなるべく合わせるため、逓増制を採用しています（9～20 m³が 201 円/m³、21 m³以上が 237 円/m³）。
- 評価：基本料金の割合を目標通り引き上げつつ、シナリオ②よりも利用者間の改定率の格差が小さくなります。特に 4 人世帯などの多量使用者の増加金額が他の案より抑えられる特徴があります。

【質疑応答】 Q3：シナリオ③の単身世帯の改定率が 158%（745 円増）となっており、改定率が大きすぎないか？

A3：率（%）で見ると非常に大きいです。金額で見ると月に 745 円の増額です。これまでの基本料金が低めに抑えられていたという事情もあり、将来にわたって安全な水を供給するための施設維持費を、全員で公平に分担していただくという観点では、必要な改定率だと考えました。

Q4：たくさん水を使う事業者の単価を、もっと上げることはできないか？

A4：現在は基本水量（8 m³）を超えた部分の従量料金は一律（191 円/m³）ですが、従量料金の区分を、シナリオ③で提示した 2 段階よりも多く（3 段階以上）設定し、多量使用者に一定の負担を求める手法（逓増制）も検討の余地があります。

Q5：全国的には基本水量を「削減・撤廃」する流れがあるが、今回の案はどうか？ 水道料金算定要領では「使った分だけ払う」という考えから、基本水量を減らすことが推奨されており、基本水量や前述の従量料金の逓増制については「経過措置」とされています。今回の案で基本水量を維持したり増やしたりしているのは、水道料金算定要領の記載内容に逆行しています。給水条例が議会で議決されて改正されれば問題はないですが、将来的には基本水量をなくしていくことが理想である、ということは押さえておくべきです。

A5：本来そうしていくべきですが、基本方針に基く基本料金分の増収と、利用者間の改定率の格差の平準化を考えた場合、こういった提案となりました。今回以降の料金改定の、方針としておくべきものではありません。

4. 委員による自由討議および主な論点

【水道インフラの維持と負担のあり方】

- **固定費負担の公平性**：水道は、水を使わない時でも「いつでも蛇口から水が出る状態」を維持するために、膨大な施設維持費がかかっています。琴浦町は地理的に山間部まで水道管が延びており、管理コストも高いのが実情です。これを支えるには、使用量に関わらず全員で平等に固定費を分担するべきだという考え方が提案されました。
- **改定率の差**：ただし、料金改定を行うにあたり、事務局が提案したシナリオ③の最大改定率（158%）と最小改定率（124%）との差を、より小さくする方が望ましいのでは、という提案もされました。
- **町民への説明責任**：150%を超える改定率は、数字だけ見れば町民に大きな衝撃を与えます。そのため、改定率だけでなく、実際の「増加金額」の説明や、これまで基本水量に係る料金が安く抑えられてきたこと、そしてなぜ今値上げが必要なのかという「理由」を丁寧に説明し、理解を求めることが極めて重要であるとの意見で一致しました。

【今後のシミュレーションへの提案】

- **基本水量なしの検討**：算定要領の原則に従い、基本水量（8 m³）を撤廃し、1 m³使った時点から料金が発生する仕組みにした場合の料金設定も一度見てみたいという提案がありました。
 - **段階的な改定の検討**：一度に大きな基本料金の値上げを行うのではなく、2段階、3段階と数年かけて目標の料金設定に近づけていく手法も、水道利用者の心理的抵抗を和らげる手段として議論されました。
 - **区分の細分化**：超過料金（従量料金）の区分を、今回のシナリオで使用した2段階から3段階以上に増やして、よりきめ細かく負担を調整できないかという案も出されました。
-

6. まとめおよび今後の進め方

本日の意見を取り入れた再シミュレーションを次回までに準備することとなりました。

【次回の検討に向けた宿題事項】

1. **基本水量「なし (0 m³)」**とした場合の料金プランの試算。
2. 従量料金の区分を **3 段階以上**に増やした場合の負担の変化。
3. 基本料金の目標割合 (45%) を、激変緩和のために少し調整 (例 : 40~42%程度) したパターンの検討。

委員長は、「値上げは避けて通れない課題だが、町民が納得できる落とし所を見つけるため、データを整理して再度議論したい」と締めくくりました。

7. 次回開催予定

- ・日時 : 令和 8 年 8 月 18 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- ・場所 : 琴浦町役場分庁舎 3 階中会議室 (予定)